

総社市移動式赤ちゃんの駅貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的として、市内で開催されるイベント等において、乳幼児のおむつ交換又は授乳を行うことができる簡易設置型のテント及びおむつ交換台等の物品（以下「移動式赤ちゃんの駅」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 貸出しの対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすイベント等を主催する者とする。

- (1) 市内で開催されるイベント等
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等
- (3) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベント等
- (4) 法令又は公序良俗に反しないイベント等

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、イベント等の実施期間及びその前後の期間を含めて7日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(貸出料)

第4条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出申請)

第5条 貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出承認申請書に必要な書類を添付し、貸出しを受けようとする日の3箇月前から3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出承認等)

第6条 市長は、貸出承認申請書の提出があったときは審査を行い、貸出しの可否を決定し、貸出承認通知書又は貸出不承認通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、貸出期間が重複する申請があったときは、これらの承認に係る審査は、原則として受付の順序に従ってするものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による承認に際して、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(貸出し及び返却)

第7条 第6条の規定により貸出しを承認された申請者（以下「使用者」という。）は、貸出日に市長が指定する場所で貸出しを受けるものとする。

- 2 使用者は、貸出期間内に市長が指定する場所で返却しなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乳幼児のおむつ交換又は授乳する場の提供以外の目的には使用しないこと。
- (2) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (4) 移動式赤ちゃんの駅の使用説明書に従い、適正に管理及び使用すること。

(5) 返却時は、破損又は汚損等がないか十分確認すること。

(6) 第6条第3項の規定により付された条件

(承認取消し等)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要領の規定に違反したときは、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消したときは、貸出承認取消通知書により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により貸出承認を取り消す場合において、既に貸出しを行っているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第10条 移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損等したときは、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 市長は、使用者がその責めに帰すべき事由により、移動式赤ちゃんの駅を補修等が困難な状態まで破損又は汚損等させたときは、使用者に対して実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 市長は、移動式赤ちゃんの駅が市長の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、移動式赤ちゃんの駅の使用により使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項及び様式は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月18日から施行する。